

生駒市規則第 1 3 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 1 年 1 1 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 1 3 条第 5 項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

別表第 3 第 4 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第 5 備考第 4 項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、公布の日から施行する。